大学ふるさと交流拡大支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、集落コミュニティ機能が大きく衰退している農山漁村地域において、持続可能な地域運営に向けた交流・関係人口の創出・拡大を図るため、県内の地域団体等と県内外の大学等が協働して行う地域の課題解決や活性化に向けた取組を支援する大学ふるさと交流拡大支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（エントリー）

第２条　本事業により農山漁村地域における地域づくり活動を希望する大学等は、エントリー申請書（様式第１号）により、エントリーシート（別紙）を添えて知事が別に定める期日までに申請するものとする。（既に支援先の地域が決定している場合を除く。）

（マッチング）

第３条　知事は、前条の規定によるエントリーシートの内容をもとに、大学等と地域団体等とのマッチングを行い、その結果を大学等へ通知する。

（事業の推進指導）

第４条　事業実施主体は、交付要綱第７条の承認を受けた事業計画に基づき、宮城県と連携を密にしながら円滑な事業の実施に努めるものとする。

２　知事は、事業を円滑に実施するため、事業実施主体との緊密な連携の下に、事業実施主体に対し事業の実施に関する必要な指導を行うことができる。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要領は、令和８年５月２９日から施行し、令和８年度予算に係る事業に適用する。

２　この要領は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。